

令和7年7月8日（火）書面による役員会を開催しました。

令和7年7月29日（火）書面による定期総会を開催しました。令和6年度事業報告・決算報告及び令和7年度事業計画・予算の決定等を行いました。

◎ 推進期間 春 4月1日～5月31日 秋 9月1日～10月31日

◎ 募 金 額 3, 8 7 0, 0 0 0 円

募金は、群馬県緑化推進委員会で集約され、緑化事業等に還元されます。

◎ 期 日 4月26日(土)、4月27日(日)

◎ 会 場 須賀の園（西片貝町五丁目）

◎ 配布苗木 ブルーベリー、ミカン 合計440本

◎ 期 日 5月3日(土)

◎ 会 場 前橋市中央商店街 中央イベント広場

◎ 配布苗木 ルリヤナギ 25本、シジミバナ 25本

ブルーベリー 100本、クルメツツジ 50本

◎ 期 日 5月3日(土)～5月25日(日)

◎ 会 場 敷島公園門倉テクノばら園

◎ 期 日 10月18日(土)～11月2日(日)

◎ 会 場 敷島公園門倉テクノばら園

4 緑化推進事業の実施

(1) 人生記念樹プレゼント

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に自宅を新築又は増改築した方、子供の誕生や結婚・還暦を迎えた方に、6月1日（日）前橋市役所正面玄関前においてバラ・イロハモミジいずれか1本をプレゼントしました。

表：令和7年度人生記念樹配布数

（単位：本）

	新築	誕生	結婚	還暦	計
バラ	13	32	4	50	99
イロハモミジ	17	43	7	14	81
計	30	75	11	64	180

※バラについては、「アンジェラ」を配布

(2) 花のあるまちづくり助成事業

- ◎ 内 容 “豊かで美しいまちを目指して”、地域において花壇づくりに取り組んでいる団体に対してその費用の一部を助成しました。
- ◎ 協定団体数 21団体21か所
- ◎ 助成金 新規に花壇造成 5万円（上限）
年間維持管理 3万円（上限）
※助成期間については5年間

(3) 花づくり支援事業

- ◎ 内 容 本市と「花のあるまちづくり協定」を締結した後5年を経過したことで助成金の対象外となった団体に希望調査を行い、事務局が選定した花種・資材等を団体からの要望に応じて配布し、花づくりを支援しました。
- ◎ 期日、場所 2月17日（火）、フラワーガーデン泉
- ◎ 支援資材 60団体に対して、花種、肥料、培養土、用具等を支給

(4) 馬場川遊歩道公園内花壇等の飾花

県立勢多農林高等学校の協力により、馬場川遊歩道公園及び広瀬川河畔緑地へ花苗の植え付けや手入れを行ってもらいました。

(5) 地域緑のまちづくり事業

- ◎ 内 容 自治会連合会の各地区より1団体を対象として緑化または緑化活動に関する事業に伴う費用の一部を助成しました。
- ◎ 申請地区 3地区
- ◎ 助成金 1団体につき10万円（上限）

(6) 生垣づくり奨励事業

- ◎ 内 容 生垣を新規で設置する市民に対し、費用の一部を奨励金として交付しました。
- ◎ 交付申請件数 2件
- ◎ 交付金額 生垣施工費に相当する額の3分の2を交付。8万円を上限とする。既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合、6万円を上限に加算。

(7) まえばしのバラ「あかぎの輝き」生産・販売事業

まえばしのバラ「あかぎの輝き」を広く市民へ提供し、PRに努めることを目的として、種苗を生産し、年に3回（春1回、秋2回）販売を行いました。

5 緑化研修事業の実施

(1) 緑と花の講習会

市民を対象に身近な草花を使って作品を製作する等、緑に対する関心を深めるため講習会を開催しました。

表：令和7年度緑と花の講習会開催一覧（年間11回 延べ239名参加）

	期日	講習内容	参加人数
第1回	4月13日	春のバラ講習会	27名
第2回	9月7日	季節の草花を使った寄せ植え（午前）	19名
第3回	9月7日	季節の草花を使った寄せ植え（午後）	22名
第4回	11月16日	秋のバラ講習会（午前）	20名
第5回	11月16日	樹木医に聞く庭木の手入れ（午後）	11名
第6回	12月7日	多肉植物を使った箱庭づくり（午前）	32名
第7回	12月7日	冬の草花を使ったハンギングバスケット（午後）	30名
第8回	12月10日	冬の草花を使ったハンギングバスケット	19名
第9回	3月8日	春の草花を使ったハンギングバスケット（午後）	19名
第10回	3月11日	春の草花を使ったハンギングバスケット（午前）	20名
第11回	3月11日	春の草花を使ったハンギングバスケット（午後）	20名

(2) 公益社団法人群馬県緑化推進委員会の事業の後援

- ・巨樹・古木巡りツアー（4月5日（土）、11月8日（土））

(3) 公園愛護会の研修への助成（7月→中止）

(4) 委員視察研修及び緑化視察研修

緑化啓発の指導者研修として他市等の状況を視察しました。

- ◎ 期 日 11月21日（金）
- ◎ 研 修 先 長野県上高井郡小布施町
「フローラルガーデンおぶせ」 他
- ◎ 参 加 者 自治会連合会、更正保護女性会
自治会等に所属する緑化団体等の構成員 計11名

【議案第2号】

令和7年度 前橋市まちを緑にする会 決算書

歳入決算額 9,721,565 円
 歳出決算額 9,212,743 円
 歳入歳出差引額 508,822 円
 歳入歳出差引額 508,822 円については、前橋市に全額返納

1 歳入

単位：円

科 目	当初予算額	決算額	増減額	説 明(主な事業)
1 市補助金	5,346,000	5,346,000	0	
2 会費	1,971,930	1,952,295	△ 19,635	会費 1世帯当たり15円×130,153世帯=1,952,295円
3 負担金	853,000	669,000	△ 184,000	緑と花の講習会 他
4 交付金	0	0	0	(社)群馬県緑化推進委員会交付金
5 緑の募金	900,000	945,914	45,914	
6 諸収入	640,570	808,356	167,786	まえばしのバラ「あかぎの輝き」販売事業 他
歳入合計	9,711,500	9,721,565	10,065	

2 歳出

単位：円

科 目	当初予算額	決算額	増減額	説 明(主な事業)
1 事業費	5,810,000	5,312,353	△ 497,647	【緑化啓発】 575,735 ・キャンペーン用花種代 99,440 ・花リレーチラシ 他 141,966 ・樹名板 77,726 ・「あかぎの輝き」商標登録料等 256,603 【緑化推進】 3,588,812 ・人生記念樹苗木配布 291,830 ・花のあるまちづくり助成事業・花づくり支援事業 1,910,477 ・馬場川遊歩道公園内花壇飾花代 200,770 ・地域緑のまちづくり事業 301,310 ・生垣づくり奨励事業 161,210 ・まえばしのバラ「あかぎの輝き」生産事業 723,215 ・その他 0 【緑化研修】 1,147,806 ・緑と花の講習会 872,532 ・委員兼緑化視察研修 275,274
2 緑の募金	3,870,000	3,870,000	0	(株)群馬県緑化推進委員会へ納付
3 会議費	10,000	3,850	△ 6,150	総会費、役員会費
4 事務費	11,500	26,540	15,040	需用費等
5 予備費	10,000	0	△ 10,000	
歳出合計	9,711,500	9,212,743	△ 498,757	

令和 8 年 3 月 31 日

前橋市まちを緑にする会
会 長 小 川 晶 様

監 査 鈴木吉郎 

令和 7 年度収支決算の監査結果について（報告）

前橋市まちを緑にする会規約第 5 条第 5 項第 3 号の規定により、令和 7 年度収支決算及び出納についての監査を実施したので、次のとおり報告いたします。

記

事務局から提出された事業報告書、出納簿、予算整理簿、預金通帳等の関係書類を照合した結果、適正に処理されその収支計数については、正確であると認められました。

令和 8 年 3 月 3 / 日

前橋市まちを緑にする会
会 長 小 川 晶 様

監 査 岡田千恵子 

令和 7 年度収支決算の監査結果について（報告）

前橋市まちを緑にする会規約第 5 条第 5 項第 3 号の規定により、令和 7 年度収支決算及び出納についての監査を実施したので、次のとおり報告いたします。

記

事務局から提出された事業報告書、出納簿、予算整理簿、預金通帳等の関係書類を照合した結果、適正に処理されその収支計数については、正確であると認められました。

令和 8 年 度 事 業 計 画(案) 【議案第 3 号】

I 基 本 方 針

当会は、水と緑の調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを推進するため、市民の緑化意識の高揚と地域における緑化活動の促進を図り、明るく住みよい都市環境づくりに努めます。

また、地域との連携を深めながら、緑豊かなまちづくりを推進し、市の緑化施策に協力するとともに、地域社会の発展を目指します。

II 事 業 計 画

1 緑 化 啓 発 事 業

(1) 緑の募金運動

各種イベントにおける街頭募金を始めとして、市職員、各種団体に対し緑の募金を行います。

(2) 緑化苗木の配布

緑の募金の際、苗木配布を行い緑化の普及啓発を図ります。

(3) 花緑イベントの企画・協賛等

水と緑の月間行事を中心として、イベントの企画や協賛を行うことで、緑化の啓発と当会のPRを図ります。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・ 須賀の園藤まつり | 4月25日(土)、26日(日) |
| ・ 「みどりの日」記念苗木配布会 | 5月 3日(日) |
| ・ 春のばら園まつり | 5月 9日(土)～5月31日(日) |
| ・ 秋のバラフェスタ | 10月17日(土)～11月8日(日) |

(4) まちを緑にする会のPR活動

市内の花等の見頃を示した花リレーチラシの作成や花種の配布を行い、当会をPRするとともに市広報・ホームページ等を利用して積極的に情報発信を行っていきます。

2 緑 化 推 進 事 業

(1) 人生記念樹プレゼント

市民に対し、新築、誕生、結婚、還暦記念の記念樹配布事業を実施します。

(2) 花のあるまちづくり助成事業

“豊かで美しいまちを目指して”、地域等において花壇作りに取り組んでいる団体に対して、その費用の一部を助成します。

(3) 花づくり支援事業

花づくり活動を継続させるため、花のあるまちづくり協定締結団体に対し、花種、肥料及び用具などの物資支援を行います。

(4) 馬場川遊歩道公園及び広瀬川河畔緑地花壇への飾花

県立勢多農林高等学校の協力により、馬場川遊歩道公園及び広瀬川河畔緑地へ花苗の植え付けや手入れを行ってもらいます。

(5) 地域緑のまちづくり事業

地域ぐるみで緑化事業を行う自治会連合会の単位に対し、費用の一部を助成します。

(6) 生垣づくり奨励事業

緑豊かな住みよい生活環境を創出するため、生垣を新規に設置する市民に対し、費用の一部を奨励金として交付します。

(7) まえばしのバラ「あかぎの輝き」生産・販売事業

まえばしのバラ「あかぎの輝き」を広く市民へ提供し、PRに努めることを目的とし、年に2回（春・秋）抽選販売を行うため種苗の生産・販売を行います。

3 緑化研修事業

(1) 緑と花の講習会（年間12回）

市民を対象に身近な草花を使って作品を製作する等、緑に対する関心を深めるため講習会を開催します。

【表：令和8年度講習会開催予定】

開催月	講習会内容
4 月	春のバラ講習会（午前） 多肉植物を使った箱庭づくり（午後）
9 月	寄せ植え（午前・午後） 2回
11 月	秋のバラ講習会（午前） 樹木匠に聞く庭木の手入れ（午後）
12 月	多肉植物を使った箱庭づくり（午前） 冬の草花を使ったハンギングバスケット（午前・午後） 2回
3 月	春の草花を使ったハンギングバスケット（午前2回、午後1回） 3回

(2) 公益社団法人群馬県緑化推進委員会の事業の後援

- ・巨樹・古木巡りツアー（4月、11月頃予定）

市民を対象に、県内各地にある巨樹・古木を巡ることにより、自然を思いやる心、緑を大切にする気持ちを育みます。

- ・ぐんまの森と水を巡るツアー

森と水の深い関わりやダムの役目を体験することにより、森林・緑と水に対する市民理解の増進を図り、緑豊かな郷土づくりを推進します。

(3) 委員視察・緑化視察研修（9月頃予定）

緑化啓発の指導者向け研修の実施に併せて、緑化に興味がある方を対象に、他市等の状況を視察します。

【議案第4号】

令和8年度 前橋市まちを緑にする会予算書（案）

1 歳 入

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1 市補助金	5,346,000	5,346,000	0	
2 会 費	1,969,935	1,971,930	△ 1,995	会費 [世帯数R8.3.31現在] 1世帯当たり15円 131,329世帯×15円
3 負 担 金	794,000	853,000	△ 59,000	[参加者負担金] <u>794,000</u> ・緑と花の講習会負担金 734,000 ・委員等視察研修負担金 60,000 (20人×3,000円)
4 交 付 金	0	0	0	—
5 緑の募金	900,000	900,000	0	
6 諸 収 入	721,565	640,570	80,995	[諸収入] <u>721,565</u> ・まえばしのバラ「あかぎの輝き」販売事業(春:200株×1,800円、秋:200株×1,800円) 720,000 ・預金利子等 1,565
歳入合計	9,731,500	9,711,500	20,000	

2 歳 出

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1 事 業 費	5,830,000	5,810,000	20,000	[緑化啓発] <u>350,000</u> ・キャンペーン用花種代 100,000 ・花リレーチラシ 他 150,000 ・樹名板 100,000 [緑化推進] <u>4,390,000</u> ・人生記念樹苗木配布 350,000 ・花のあるまちづくり助成事業・花づくり支援事業 2,000,000 ・馬場川遊歩道公園内花壇飾花代 150,000 ・地域緑のまちづくり事業 760,000 ・生垣づくり奨励事業 300,000 ・まえばしのバラ「あかぎの輝き」生産・販売事業 830,000 [緑化研修] <u>1,090,000</u> ・緑と花の講習会 910,000 ・委員等視察研修 180,000
2 緑の募金	3,870,000	3,870,000	0	(社)群馬県緑化推進委員会へ納付
3 会 議 費	10,000	10,000	0	総会費、役員会費
4 事 務 費	11,500	11,500	0	需用費等
5 予 備 費	10,000	10,000	0	
歳出合計	9,731,500	9,711,500	20,000	

【議案第5号】

前橋市まちを緑にする会 総会 参加者名簿

(任期 令和9年3月まで)

No.	推薦組織名	役 職 名	氏 名	変更	人数構成
1	前 橋 市	役員	会 長	小 川 晶	会 長 1人
2	自治会連合会	〃	副 会 長	柿 沼 輝 彦	副 会 長 2人
3	更生保護女性会	〃	〃	中澤 江美子	
4	自治会連合会	〃	監 査	鈴木 吉 郎	監 査 2人
5	更生保護女性会	〃	〃	須田 美智子	○
6	自治会連合会	委 員	堀 込 隆 邦		【構成団体別】 市 長 1人 自治会連合会 24人 更生保護女性会 8人 合 計 33人
7	〃	〃	大 島 茂 雄		
8	〃	〃	奥 野 角 次		
9	〃	〃	持 田 保		
10	〃	〃	奈 良 一 男		
11	〃	〃	狩 野 宏		
12	〃	〃	阿 部 龍 彦		
13	〃	〃	岩 崎 一		
14	〃	〃	松 澤 正 幸		
15	〃	〃	米 澤 正 和		
16	〃	〃	石 井 敏 明	○	
17	〃	〃	川 鍋 浩 志	○	
18	〃	〃	五 十 嵐 光		
19	〃	〃	高 橋 博		
20	〃	〃	林 悦 実		
21	〃	〃	小 畑 晃		
22	〃	〃	戸 所 清	○	
23	〃	〃	関 根 長 之	○	
24	〃	〃	松 田 昇	○	
25	〃	〃	大 崎 俊 光	○	
26	〃	〃	星 野 良 一	○	
27	〃	〃	塩 谷 松 次	○	
28	更生保護女性会	〃	岡 す み 子		
29	〃	〃	岡 田 千 恵 子		
30	〃	〃	小 松 邦 子		
31	〃	〃	鹿 島 とめ子		
32	〃	〃	鈴木 宏 子		
33	〃	〃	関 口 桂 子		

【その他】

① 令和８年度会費の納入期限・納入場所について

納入期限：令和８年９月２５日（金）まで

納入場所：本庁管内の自治会は市役所８階の公園緑地課へ、
支所・市民サービスセンター管内の自治会は各支所・市民サービスセンターへお願いします。

※詳細につきましては、各自治会長宛に通知を送付させていただきます。

② 令和９年度以降の活動のあり方について

今後（令和９年度以降）の活動のあり方について

- ・令和９年度予算について
- ・事業の事務方法について
- ・会費について
- ・緑の募金について

③ 前橋市内の桜について

■ 前橋市まちを緑にする会規約

(目的)

第1条 本会は、水と緑の調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを進めるための市民運動組織として構成し、明るく住みよい都市環境づくりを推進することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は「前橋市まちを緑にする会」と称する。

(事業)

第3条 本会は次の事業を推進する。
(1) 都市緑化、緑の育成愛護に関すること。
(2) 前号のほか会の目的達成に必要な事業。

(会員及び委員)

第4条 本会の会員は、前橋市民をもって充てる。
2 本会の委員は、行政自治委員会及び前橋地区更生保護女性会の選出された者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1人
(2) 副会長 7人以内
(3) 監査 2人
2 本会の会長は、市長をもって充てる。
3 本会の副会長は、委員の互選、又は推薦によって選出する。
4 本会の監査は、会長が選任する。
5 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
(3) 監査は業務の執行状況、会計を監査する。

(委員、役員の任期)

第6条 本会の委員、役員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は総会と役員会とする。
2 総会は毎年1回会長が招集し、事業計画、予算、規約の改廃その他重要な事項を決議するものとし、委員・役員をもって構成する。
3 会長は、緊急に重要な事項を決議する必要があるときは、臨時に総会を開くことができる。

4 役員会は、必要に応じ随時会長が招集し、会長、副会長、監査をもって構成する。

(会議の議長)

第8条 総会の議長は、会長をもって充てる。

2 役員会の議長は、役員の中から選出する。

(会議の定足数)

第9条 会議は構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は、議長がこれを決するものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を前橋市建設部公園緑地課に置く。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 本規約に定めのないものは、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和46年5月12日から施行する。

この規約は、昭和56年5月26日から施行する。

この規約は、昭和58年5月25日から施行する。

この規約は、昭和59年5月25日から施行する。

この規約は、平成9年6月6日から施行する。

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成16年8月30日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。